

総合海洋政策本部参与会議（第 31 回）議事概要

◆日時：平成 28 年 10 月 26 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

◆場所：中央合同庁舎 4 号館 12 階 1214 特別会議室

◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●で示す。）

1. 開会

2. 平成 29 年度海洋関連予算概算要求等について

資料 2 について、事務局から説明があった。以下、質疑応答。

- 概ね高評価出来る。事務局として、この予算規模に満足しているか。
- 全般的に評価頂いた通り。海上保安庁では、かなり計画的に船舶の整備を進めている。一方で、海洋観測分野では長期間・広範囲・高精度なモニタリングが必要であるが、定常的な経費と認識されてしまい、十分な予算が付かない傾向があると考えられる。
- 北極海については、ロシア経由の北極海航路の確保が、日本にとっては大きな利益となる。ロシアの説得や北極評議会での議論でロシア経由の航路を確保するため、科学技術の観点から貢献することで、我が国のプレゼンスを高める必要がある。
- 当該項目は基礎研究が大部分を占めている。さらに北極域研究船や氷海ブイの開発等、北極海航路の予測を含めた研究を含む。
- 第 2 期海洋基本計画中の予算としては来年度が最後。どこまでを今期計画中に実施し、何を次期計画に持ち越すかという整理をする必要がある。
来年度前半には次期計画中の予算要求作業が始まるため、今の時期に第 2 期のレビューをする必要がある。
- 予算が成立した段階で、政策について総括する必要があると思う。10～20 年という長期的な視点で見た第 2 期計画としての反省をする必要がある。
- 海底熱水鉱床の実海域試験の予算確保は出来ているか。
- 予定通り試験を実施すべく、予算要求している。
- マイクロプラスチックについて、現状の観測にとどまるのではなく、生分解性プラスチック等の、長期的な研究要素も拡充すべき。

- 生分解性プラスチック開発等の取組は継続的に行っていく。東南アジア由来のごみに着目し、日本の南方海域に調査海域を拡大するため、要求予算を増やしている。
- 独法の運営費交付金で行っている海洋観測資金について、予算資料では見えてこない。
- 独法が担ってきた海洋関連の取組が継続困難になっている。てこ入れが必要。
- 独法の予算減により、設備老朽化、マンパワー不足が深刻。一方で、短期間で成果が求められるため、基礎研究がしづらい。20年後のイノベーションが期待できなくなってきている。独法のあり方は、今後どこかで議論する必要がある。
- シップタイムの減少により、地震・台風予測等に役立つデータが減ったり、若手育成が進まない。これまで数値で示してこなかったが、数値化する必要がある。また、各種観測データの保管について、単一の組織に依存しない組織横断的なデータの保管体系について検討する必要はないか。
- 資料は各省庁内での予算確保、財務省への説明を経て出来たものであり、これ以上の見える化は現状困難ではないか。参与会議として出来ることは、我々の意見を本部に伝えることで、本部の方針として実施して頂くことである。
- 重要なのは、独法のあり方・改革よりも、独法の予算減がいかに海洋政策に影響するかということ。地道な観測の重要性を強調すべきでは。
- 海洋観測の機器類は多くが海外調達。入札方法に問題。日本の基盤技術のための予算執行という観点が必要。国産品を推奨する指導につながると良い。

3. 次期海洋基本計画について（意見交換）

資料 3-1、3-2 について、事務局から説明があった。以下、意見交換。

- 資料 3-1 について。次期計画は編成を変更し、見通し良く、重点項目を分かりやすくすること、総論は我々にとって身近なものにすることに賛同。総論において、海は身近であることを記載するとともに、第二次基本計画では、国際協調が最初に記載されているが、これの記載順序を再考して、日本の海洋権益を確保することに主軸を置いた書きぶりになることがよい。
- 基本計画を5年ごとに見直す趣旨とは。海洋政策の規模を踏まえると5年程度では短い。5カ年計画のアクションプランと捉えるべきなのか。
- 次期計画では、全体にあてはめられるかどうかはわからないが、テーマによっては、定性的または定量的な目標を設定し、ロードマップ作成について検討すべ

きではないか。

- 海洋政策は長期的な視点が必要である一方、世の中の環境の変化に応じた見直しをすることは、矛盾しないことではないか。
- 次期計画の作り方として、人材、基礎研究、シップタイム等、必要な施策の土台についてまず整理し、その上に、新産業、環境保全等の具体的なアクションプランを作成するのはどうか。また、海を理解してもらうというアプローチは重要。
- 基本法に定めてある基本計画の在り方について変える必要はない。
資料 3-1 の第 2 項目、第 3 項目について賛同。重点項目を分かりやすく見せる等、構成を工夫しなければ、施策が具現化しないのではないか。
また、海洋の状況の変化が早いため、基本計画は 5 年ごとに見直している。現状の認識をした上で、その評価をする必要がある。
- 海洋基本法第 16 条に、海洋基本計画について定められている。その第 5 項に「おおむね 5 年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」とされている。
- 基本計画がカバーする 5 年間のその先を見据えて、目標設定すべき。
資料 3-2 (3) 海洋観測の維持・保全是、非常に重要・大切。予算資料には出てこないが、年々予算確保が困難であることを踏まえて、次期計画で重要性をアピールすべき。
また、水産関係は水産基本計画で取り込まれているが、海洋基本計画との相乗りを明確にしてほしい。
人材育成について、水産高校は文科省の整理では職業高校のようだ。そのような整理を続ける必要はないかと思う。
- 海洋という対象概念とやり方を切り分けて考えるべき。宇宙とは対象物は全く異なる。海洋の豊かさ、厳しさ等に対する接し方は不変であり、変わるのは社会情勢。不変部分を押さえつつ、個別の施策が効率的に実施できるように、次の五カ年計画を定めるのではないか。
- 次期計画は収穫を得る時期でもある。目標の設定に関連して、人材育成や技術開発に対しては、実現するための具体的な手法論を加えなければならないのではないか。技術開発や研究開発について、必要な施設や人材、民間の力の活用等について踏み込んだ書き方が出来ないか。
- これまでの評価をいれることに賛同。これまでの計画との変化や重点項目、情勢変化について触れていくべき。また、人材育成について具体的に記述すべき。昨年度の科技 PT でまとめられた技術開発の成果について、総論で取り上げるなどして、若い世代が魅力を感じるものにすべき。

- 現行計画第3部における事務局機能の強化に関連して、海洋政策の横串を通すような方針を打ち出すことはできないか。
- 総合調整機能とは、各省庁の成果物をまとめるコンセプト作りをするようなもの。分担管理業務とは、成果物を自ら作り上げるようなものを示す。事務局が28年4月に内閣府に移るのは、特定有人国境離島に対する社会維持の施策については事務局自らが分担管理業務として実施する必要があるから。その際、従来の総合調整機能は継続する。
- 事務局において、離島以外についても海洋政策の横串を通していくことは、政策を潤滑にするための行政手段のひとつとなり得るのではないか。
- そのことは、内閣府に移管するしないにかかわらず、我々の業務であることに違いはない。
- 各省庁単独で行う施策ではないので、現在の事務局が出来ている。予算の効率化や合理化、官民連携のため、次期計画では予算の在り方について整理できれば。全般的な項目として、国民に対して海洋立国をアピールするための全般的な施策をかけないか。
- 議論の進め方について。資料3-1のように、主要テーマについて個別のPTで議論し、その結果を次期計画に反映することには賛成。
- 本日の議論を整理し、次回は絞り込んだ議論をしたい。今年度末にとりまとめる意見書には、次期計画の方向性を示したい。

4. その他

事務局より、国会に提出されている宇宙2法案について概要説明。

5. 閉会

- 今回は12月15日の午前中。各PTからの報告が大きな柱。合わせて次期計画についてご意見を頂戴したい。

以上